

2 郡 介 第 3600 号
令和 2 年 12 月 28 日

介護サービス事業所 各位

郡山市介護保険課長
郡山市地域包括ケア推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(通知)

介護サービス事業所におかれましては、日頃より高齢者福祉に御尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

現在、感染拡大の傾向が広がる中、新型コロナウイルス感染症対策を理由に、利用者が必要なサービスを受けられないという事態が全国的に多数発生しています。

この度、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症により入院した利用者が、退院後においてサービスを受けられないことがないように注意喚起がありました。

また、これまでも介護サービスの継続的な提供について度々注意喚起がなされており、本市でもQ & A等をお知らせしてきたところです。

介護サービスは、高齢者やその家族にとって健康や生活を維持するために非常に重要なものです。事業所におかれましては、退院者に限らず、感染防止を理由に不当な利用制限や自粛依頼を行うことがないように、利用者の体調等その他の理由によりサービスを提供することが困難な場合は代替手段により必要なサービスが提供されるよう御留意願います。

なお、サービス提供における感染防止対策については、厚生労働省事務連絡等を参考願います。

【事務担当】保健福祉部介護保険課（電話：024-924-3021）
保健福祉部地域包括ケア推進課（電話 024-924-3561）